

# 建築物等のバリアフリー整備に 低利で融資します

## ～ 平成29年度北海道福祉のまちづくり資金のご案内 ～

北海道では、平成10年4月に施行した「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人もない人も、お年寄りも子どもも、誰もが住みよい地域社会づくりを道民全体で進めていくことを目指しています。

その一環として、この条例の趣旨に沿って民間の建築物等の整備を行う事業者の方に低利の融資を行っていますので、ご利用ください。

### 【北海道福祉のまちづくり条例とは】

この条例は、多くの人々が利用するデパート、ホテル、飲食店、公園等の公共的施設について、障がいのある人やお年寄りなどが円滑に利用できるようにするため、一定の基準に適合するよう整備を進めるとともに各種サービスやボランティア活動の充実などソフト面の取り組みも含めて総合的に福祉のまちづくりを推進するものです。

## \*\*\*\*\*「北海道福祉のまちづくり資金」のあらまし\*\*\*\*\*

### 1 目的

障がいのある人やお年寄り、妊産婦の方々をはじめ道民のだれもが安心して快適に生活できるようなまちづくりを進めるため、民間の建築物等の出入口、トイレ、エレベーターなどについて一定の基準を守って整備をするために必要な資金を低利で融資するものです。

### 2 融資対象者

- 道内において、公共的施設（3 融資対象施設を参照）の整備を行う民間事業者の方
- 取扱金融機関（9 取扱金融機関を参照）の貸付審査基準に適合した方
- ※ 独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付、医療貸付を受けることが可能な場合は、貸付対象外となります。

### 3 融資対象施設

- 対象施設  
物品販売店、飲食店、宿泊施設、理美容院、集会場、共同住宅（グループホームを含む。）等が対象となります。
- 守らなければならない基準  
上記の対象施設の新築や増改築等を行うに当たり、北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう出入口の段差解消や自動ドア、エレベーター、車いす使用者用トイレ等の整備が必要となります。

### 4 融資金額

1億円以内（10万円単位）

工事の種類別	対象工事費
新築又は増改築等	工事費の70%以内
一部改修等	条例の基準に基づく整備に要する工事費

5 融資利率

融 資 期 間 別 固 定 金 利				変動金利 (3年超)
3年以内	5年以内	7年以内	15年以内	
1.4%	1.6%	1.8%	2.0%	1.4%

※<sub>1</sub> 上記の金利は、平成29年12月1日現在のものです。

※<sub>2</sub> 金利は、金融情勢等により変更する場合があります。

6 融資期間

15年以内(据置期間2年以内を含む)

7 担保・保証人等

取扱金融機関の定めるところによる。

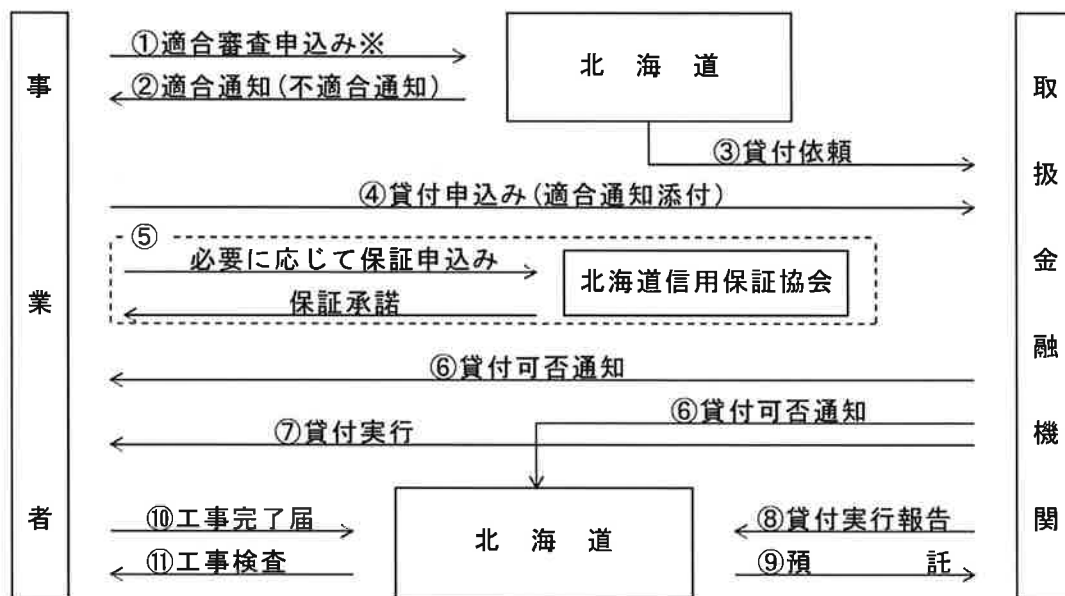
8 返済方法

取扱金融機関の定めるところによる。

9 取扱金融機関

北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道内の信用金庫及び信用組合

【 申込みから融資までの流れ 】



※ この融資を受けようとするときは、貸付申込み(④)をする前に、その建物等が「北海道福祉のまちづくり条例」の基準を守って建築されるかどうかの適合審査(①)を受け、かつ適合(②)していなければなりません。

○ お問い合わせは …

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課福祉基盤グループ

〒060-0588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線25-619) / FAX 011-232-4070

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/chihuku/sikin.htm>

e-mail [hofuku.fukushi1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.fukushi1@pref.hokkaido.lg.jp)